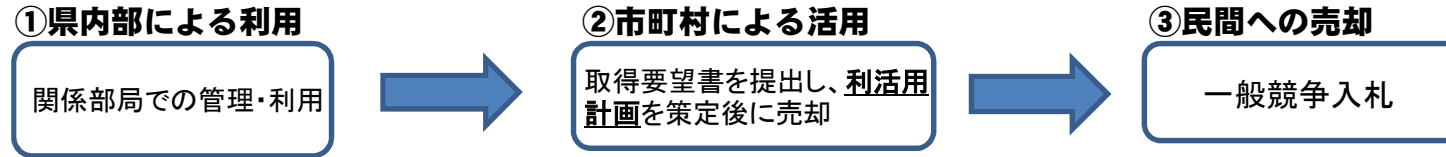


## 1. 現状

○未利用となった県有財産については、「県有財産総合経営計画」\*に基づき、地域活性化の拠点施設等としての転用が可能なものについては市町村との交渉を優先的に進めるものとし、以下の手順で利活用を進めている。



\* 未利用財産の積極的な利活用を図る目的で平成28年3月に策定された計画。

○**現行制度の活用事例**

処分年度	施設名	売却先	活用目的
H27	旧森高校	玖珠町	統合中学校
H28	旧臼杵商業高校	臼杵市	福祉の拠点施設等
H28	旧緒方工業高校	豊後大野市	准看護学院等
H29(予定)	旧佐伯豊南高校	佐伯市	保育所、准看護学院等

## 2. 課題

○学校跡地などの大規模な未利用財産については、改築・改修費に多額の費用を要すること等により市町村が利活用計画策定に時間を要し、処分が進まず以下の課題が生じている。

- ①未利用のまま放置されることによる地域への悪影響
- ②民間で有効活用が図られる機会の喪失
- ③財産の資産価値の低下・管理コストの増加

○**未利用となっている大規模施設**

用途廃止	施設名	所在	検討状況	維持管理費 (警備、除草、電気代等)
H29. 3	旧別府羽室台高校	別府市	取得要望書提出済	1,058千円
H26. 3	旧野津高校	臼杵市	取得要望書提出済	752千円
H19. 3	旧佐賀関高校	大分市	—	988千円
H27. 9	旧県立三重病院	豊後大野市	—	1,553千円
H29. 3	旧埋蔵文化センター	大分市	—	1,285千円

## 3. 新たな制度の創設

○利活用計画の提出に期限を定め、期限内の活用についてインセンティブを付与することにより、市町村への譲渡を促進するとともに、期限内に利活用計画を提出しない場合は、民間への売却を行うこととする。

## 4. インセンティブの考え方 ①減額譲渡 + ②補助

○減額譲渡 …… 県立学校の譲渡制度※を他の財産にも適用する

### ○補助制度の創設

1. 対象事業
 

一定規模以上（原則建物：3,000㎡以上）の県有財産で、地域の活性化に繋がる下記に該当するもの

  - (1) 地域資源を活用した産業振興に繋がる取組（農産品や水産物の加工・直売施設など）
  - (2) 人材育成や雇用創出に繋がる取組（介護・看護人材の養成施設など）
  - (3) 観光やツーリズムの振興に繋がる取組（宿泊施設、地域の伝統文化の展示施設など）
  - (4) 防災力や福祉の充実など住民の安全・安心に繋がる取組（地域の防災拠点施設など）
  - (5) その他、特に住民福祉の向上や地域活性化に繋がると振興局長が認める取組
2. 補助金
 

市町村が策定した利活用計画に基づいて、建物を改築・改修する場合等には、**建物解体費相当額を上限として改築・改修費に対して補助金を交付**
3. 補助スキーム
 

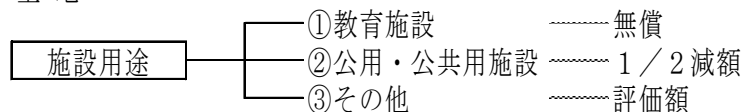
①市町村が未利用地の取得を希望 → ②1年以内に利活用計画を提出した場合、助成対象とする条件で売却  
→ ③補助金交付決定 → ④契約締結後原則2年以内に事業実施 → ⑤補助金の支払い
4. 制度の運用
 

利活用計画の審査、補助金の予算措置・執行については、利活用事業を所管する部局が行う。  
(例：農産加工施設 → 農林水産部、看護人材養成施設 → 福祉保健部)
5. 財源
 

県有施設整備基金の活用を検討（基金条例を改正予定）

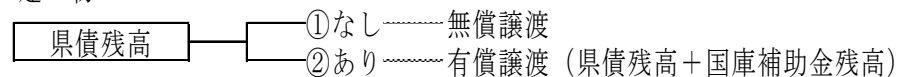
### ※【参考】現行の県立学校の譲渡制度

#### 1. 土地



※ 市町村からの寄附がある場合は、評価額から寄附面積相当分を控除

#### 2. 建物



※ 無償譲渡の場合、国庫補助金の返還は不要

## 5. 期待できる効果

### ○県民

・地域活性化に資する施設の整備が進むことにより、地域に賑わいが生まれる。

### ○市町村

・県から取得した財産を活用し、地域活性化に資する施設の整備が促進される。

### ○県

・未利用財産の処分が進むとともに、建物、設備の老朽化による資産価値の低下を防ぎ、維持管理費用を削減できる。